

## 工事における現場代理人の常駐義務の緩和について

令和7年1月17日

このことについては、平成22年3月30日付け21財第4619号本職通知に基づき施行してきたところですが、このたび対象要件等を一部改正し、下記のとおりとします。

### 記

#### 1 緩和の対象となる工事について

県又は市町村等から受注している他の工事（以下「先行工事」という。）が、次のいずれかに該当する場合は、当該先行工事の現場代理人を当該工事の現場代理人とすることができる。

ただし、発注者（県又は市町村等）がそれぞれ現場代理人の兼務を認めた工事に限る。

また、現場代理人と主任技術者の兼務は要件としない。

##### (1) 建設業法施行令第27条第2項に該当する工事

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事が対象となる。

ただし、専任の主任技術者の配置を要する工事を含む場合は当該工事を含ま原則2件までを緩和の対象とする。

また、発注機関が同一であり現場間の最短経路がおおむね100m以内で、一体とした現場管理が可能な工事は、2件以上の工事の兼務を可とする。

※ 発注機関が異なる場合の手続きは、参考1のとおりとする。

##### (2) 建設業法第26条第3項に該当する工事

当該工事及び先行工事のいずれか1件以上の工事が、次の（ア）～（ク）の全てを満たすものが対象となる。

（ア） 請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事である場合は2億円未満）であること。なお、工事途中において、請負代金額が1億円（建築一式工事である場合は2億円）以上となった場合には、それ以降は現場代理人の兼務は認められない。

（イ） 建設工事の工事現場間の距離が、同一の現場代理人がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。なお、この場合、発注者が異なる場合は両方の発注者から承認されなければならないものとする。

（ウ） 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。

（エ） 連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事または建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事に対し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。

（オ） 当該工事現場の施工体制を情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

- (カ) 当該建設工事を請け負った建設業者が、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第17条の2第1項第5号に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場ごとに備え置いていること。
- (キ) 当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- (ク) 当該工事の現場代理人（主任技術者又は監理技術者兼務の場合を含む。）が兼務できるのは、2件までとする。

(3) 上記のほか、特に発注者が支障がないと認めた工事

次のア及びイの要件を満たすものが対象となるが、個別の工事内容等により、品質管理や安全管理に支障がないか発注者が判断する。

なお、この要件により、兼務できる工事は先行工事と併せて2件とする。

ア 先行工事と当該工事の工事箇所が同一土木事務所管内であること。

※ 同一土木事務所管内が原則であるが、同一建設事務所管内の隣接する土木事務所境界を挟んで工事箇所が近接である場合も対象とできる。

イ 当該工事の契約金額（予定価格）が4,500万円未満（建築一式工事である場合にあっては、9,000万円未満）であり、かつ、先行工事の契約金額（予定価格）が4,500万円未満（建築一式工事である場合にあっては、9,000万円未満）であること。

2 緩和を行う場合の周知について

緩和の対象となる工事については、「この工事については、落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。」旨を条件付一般競争入札の場合にあっては入札公告、随意契約の場合にあっては契約の方法及び見積の条件に記載する。

なお、発注機関が異なる工事での申請も想定されるので、工事箇所や工事内容から、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障があると判断され、常駐義務緩和を認めないものは、公告等において「現場代理人の常駐義務の緩和」を「該当なし」とし、それ以外については「該当」とすること。

3 緩和に係る申請について

当該工事の入札等に参加しようとする者、又は当該工事を受注している者は、先行工事の現場代理人を当該工事の現場代理人とするものの可否について、入札等の前に発注者に対し別紙1により申請することができるものとする。

※ 発注機関が異なる場合は、現場相互の距離がわかる位置図と配置予定現場代理人に係る経歴書を添付すること。

※ 申請書の受付開始日は各発注機関及び各入札執行機関において、ホームページへの掲載、閲覧場所における掲示等により周知することとし、条件付一般競争入札にあっては公告開始日、随意契約にあっては見積依頼日とする。

4 特約条項

緩和の対象となる工事については、「受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、県又は市町村等が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」と

いう。)の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において福島県工事請負契約約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。」旨を工事請負契約書中に特約条項として記載すること。

なお、申請書及び承認書は別紙1によること。

#### 5 承認の際の付与条件

承認にあたっては、別紙2の条件を付すこと。

なお、発注者の判断により条件を追加することは差し支えない。この場合、別紙2に(5)等として追加の条件を付すこと。

#### 6 問題が生じた場合の措置

承認した工事において、安全管理の不徹底に起因する事故の発生など、現場体制に不備が生じた場合は、直ちに当該承認を取り消し、新たに現場代理人を配置させること。

#### 7 注意事項

- (1) 常駐義務緩和を行う場合は、現場代理人と現場立合等の日程確認を綿密に行うようにすること。
- (2) 監理技術者における現場代理人の常駐義務緩和については、令和5年1月25日付け4企技第1137号「公共工事における主任技術者等の適切な設置等について(通知)」により、同一の監理技術者が当該複数工事全体を管理できると発注者が認めた工事を対象とする。
- (3) 建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者を配置する工事は、現場代理人の常駐義務緩和の対象としない。

#### 8 適用時期

令和7年1月17日以降に常駐義務緩和の申請があった案件から適用する。

ただし、令和7年1月17日に施工中の工事についても適用するものとする。

また、建設業法施行令の一部改正に伴う専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事の請負代金の額の改正については、令和7年2月1日から適用する。